

## 雄勝地域放課後児童クラブ整備工事設計業務委託プロポーザル審査実施要領

この要領は、プロポーザル方式により「雄勝地域放課後児童クラブ整備工事設計業務委託」（以下「本業務」）の受託候補者を決定するため、必要な事項を定めるものです。

### 1 件名

「雄勝地域放課後児童クラブ整備工事設計業務委託」

### 2 目的

湯沢市公共施設再編計画及び第二期湯沢市子ども・子育て支援事業計画に基づき、雄勝地域の4か所で運営している放課後児童クラブを集約、再編し、新たに施設を整備するための設計を行うことを目的とします。

### 3 業務内容

次に掲げる基準等を満たす施設を建設するための技術提案書の提出を求めるものです。なお、整備施設の定員は80人（40人×2クラス）とします。

- ① 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準について（平成26年5月30日厚生労働省雇用均等・児童家庭局通知）
- ② 放課後児童健全育成事業実施要綱（平成27年5月21日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）
- ③ 放課後児童クラブ運営指針（平成27年3月31日付け雇児発0331第34号雇用均等・児童家庭局長通知）
- ④ その他、留意事項等

放課後児童クラブは、小学校に就学している児童（以下「児童」）が放課後に、休息やおやつ、食事及び学習などをしながら基本的な生活時間を過ごす場であり、児童がくつろげるスペース、手洗い場やトイレ、台所設備のほか、体調の悪い児童が静養するスペースなど、一般の住まいに備えることが求められる機能を満たすことが必要になります。これに併せて室内や屋外で活動的な遊びができるスペ

ース、遊びを豊かにするための設備や備品を備えた遊びの場を提供する施設であることが求められます。

本業務は、生活の場、遊びの場としての機能を有するほか、国が定める施設基準等を満たし、児童が安心安全に快適な環境で放課後の時間を過ごすことができる放課後児童クラブを整備するための建築設計を行うものです。これらの機能に配慮し、かつ、効果的、効率的な機能配置等を有する施設を建設するためには、限られた敷地内で、基本的な児童数や地域の降雪状況に配慮した対応など、地域事情に基づいたアイデアや技術力が求められることから、指名型のプロポーザル方式を採用するものです。

なお、本市では、令和4年2月に「第2次湯沢市地球温暖化対策実行計画」を策定し、同年6月28日に「ゼロカーボンシティ宣言」を行いました。また、令和5年3月に「湯沢市公共建築物等への木材利用推進に関する基本方針」を策定しました。本業務においては、これらの計画等に定める事項を推進するため、可能な限り、省エネ型（ZEB化）及び木造化を踏まえた技術提案書の提出を求めることとします。

#### 4 業務期間

契約締結日の翌日（閉庁日を除く）から令和5年10月31日まで

#### 5 提案上限額

業務委託料 4,922千円（消費税及び地方消費税を含む）

※ この金額は、契約時の予定価格を示すものではなく、企画提案の規模を示すものです。

#### 6 実施方式

指名型プロポーザル方式とします。

## 7 参加資格

本業務にかかる技術提案書の提出を要請する者は、次のすべての要件を満たすもののうち、湯沢市建設工事等入札指名業者選定委員会において指名された者とします。

- (1) 市内に営業所等を置き、湯沢市建設工事等入札参加有資格者名簿の建築関係建設コンサルタントに登録され、建築一般における一級建築士を有していること。
- (2) 湯沢市建設工事入札参加指名停止基準（平成17年湯沢市訓令第31号）による指名停止を受けていないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続き開始の申し立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続き開始の申し立てがなされていないこと。

## 8 指名業者及び参加意思表示方法等

### (1) 指名業者

前記の指名条件を満たしている次の7業者を指名するものとします。

木曾善元建築工房  
こん設計  
シグマ企画加納設計  
柴田工事調査株式会社  
有限会社創建築設計事務所  
武田一級建築設計事務所  
みらい設計一級建築士事務所

### (2) 指名通知

市は様式第1号に次にかかげる事項を明記して、指名した旨を通知するものとします。

- ① 本業務の概要
- ② 技術提案書の作成及び記載上の留意事項

- ③ 技術提案書の提出方法、提出先及び提出期限
- ④ 技術提案書を特定するための評価基準、ヒアリングの有無
- ⑤ 技術提案書の提出要請書に不明な点がある場合の質問の受付方法、受付窓口、受付期間及び回答方法
- ⑥ その他市が必要と認める事項

### (3) 参加意思の表明

技術提案書を提出しようとする事業者は、次により様式第2号を提出するものとします。

- ① 提出期限 令和5年5月12日（金）午後5時必着
- ② 提出方法 郵送又は持参
- ③ 提出先

012-8501

湯沢市佐竹町1番1号 湯沢市子ども未来課児童福祉班

## 9 技術提案書の作成及び記入上の留意事項

### (1) 基本事項

指名型プロポーザル方式は、設計業務における具体的な取組方法について提案を求めるものであり、当該業務の具体的な内容や成果品の一部（図面、模型写真、透視図等）を求めるものではありません。具体的な設計作業は、契約後に技術提案書に記載された具体的な取組方法を反映しながら、双方協議のうえ開始するものとします。

なお、本要領により作成する事項以外の内容を含む提案は無効とする場合があります。

### (2) 技術提案書の作成方法

様式第3号及び技術提案書の具体的な内容をA3用紙横版1ページ程度により作成するものとします。

### (3) 記入要領及び注意事項

技術提案書の具体的な内容は、次のテーマについての基本的な考え方を文章で簡潔に記入するものとします。技術提案書は1業者1提案とします。

## ◆テーマ「安心して子育てができる環境づくりと児童の健全育成」

別紙資料「雄勝地域放課後児童クラブ整備事業概要」のとおり計画しており、立地条件等を考慮し、次の項目に即して記入するものとします。

- ① 上記テーマを踏まえた設計方針について
- ② 建設費、維持管理の抑制に関する提案について(適宜適切な指標を用いること)
- ③ 地域特性(雪等)への対応について
- ④ 安全、機能面を考慮した各室等の配置、動線等について

### (4) 技術提案書作成にあたっての留意事項

- ① 提案は文章により表現するものとし、基本的な考え方を簡潔に記述するものとします。なお、文章を補完するために視覚的表現が必要な場合は、最小限の視覚的表現(ゾーニング、動線、室の位置関係程度は可、寸法記入は不可)は認めますが、具体的な建物の設計やこれに類するものに基づいた表現(採寸値等)をしてはならないものとします(平成30年4月2日付「技術提案における視覚的表現の取扱いについて」大臣官房官庁営繕部整備課、設備・環境課事務連絡を参照)。
- ② 次に掲げる視覚的表現は許容しないものとします。
  - (ア) 具体的な設計図、模型(模型写真を含む)、精巧・精密な透視図等
  - (イ) 細部にわたる部屋割り、柱の位置や扉の開き勝手等具体的に表現された平面イメージ
- ③ 技術提案の評価にあたっては、文章により表現された内容を評価することが基本であり、文章を補完するイメージ図等の視覚的表現は、見栄えや精度で差をつけて評価することはありません。
- ④ 説明文の補足と認められない視覚的表現又はその部分(例えば、イメージ図での表現があるが、それに対応する説明文がない場合)は、評価対象としません。
- ⑤ 視覚的表現の表現方法が許容範囲を超えていると判断される場合は、当該項目に係る評価点から、その1/2を減点します。
- ⑥ 提出者を特定することができる内容(具体的な社名等)を記入してはならないものとします。
- ⑦ 提出書類の文字は明朝体とし、サイズは10.5ポイント以上とします。また、読みやすさに十分配慮するものとします。

なお、上記②の許容しない表現に抵触しない範囲で、CAD等のコンピュータによるツールを使用した表現及びカラーを用いた表現を許容します。技術提案書がカラーの場合、プリントアウトはカラー印刷で行います。

#### (5) その他

- ① 提案書は可能な限り簡素化することとし、具体的な取組方法の提示を求めるテーマ1題につきA3用紙1枚程度で文章による表現で提案を求めるものとします。ただし、提案者が文章を補完するために視覚的表現を希望する場合は、当該提案を認めるものとします。
- ② 要求した内容以外の書類、図面等については受理しません。
- ③ 技術提案書の作成、提出に関する費用は、提出者の負担とします。
- ④ 技術提案書提出後においては、原則として技術提案書に記載された内容の変更は認めません。
- ⑤ 技術提案書の作成に当たり、他の設計者等の協力を得て、又は学識経験者の援助を受けている場合は、技術提案書にその旨を明記するものとします。
- ⑥ 提出された技術提案書は返却せず、無断で他の用途に使用しないものとします。

#### (6) 質問の受付及び回答

- ① 提出期限 令和5年4月25日（火） 午後5時必着
- ② 質問書の提出方法  
質問書等（任意様式）に入力のうえ、電子メールにより提出。  
※電話やFAX等による質問の受付は行いません。
- ③ メールアドレス：湯沢市子ども未来課（jido-gr@city.yuzawa.lg.jp）
- ④ 質問に対する回答  
業者名を伏せた一覧形式にして、すべての指名業者へメールで送信します。
- ⑤ 回答予定日 令和5年5月9日（火）

### 10 技術提案書の提出方法等

技術提案書1部を次のとおり提出するものとします。

- ① 提出期限 令和5年5月31日（水） 午後5時必着
- ② 提出方法 郵送又は持参

③ 提出先

012-8501

湯沢市佐竹町1番1号 湯沢市子ども未来課児童福祉班

## 11 技術提案書の審査方法

提出された技術提案書について、次に定める評価基準に基づき、「雄勝地域放課後児童クラブ整備工事設計業務委託プロポーザル審査委員会要領」に基づく委員会の審議を経て、当該業務につき技術的に最適な者を特定するものとします。

なお、技術提案書に係るヒアリングは実施しません。

技術提案書を特定するための評価基準は、次のとおりとします。

評価項目	評価事項
テーマ等に対する 技術提案	業務内容や背景の理解度が高く、適格性、適応性、実現性を考慮して総合的に評価する。

提出された技術提案書の内容に不明な点等、確認を要する事項がある時は、提出者に対し電話等により問い合わせる場合があります。

## 12 技術提案書の審査結果通知

11により特定した技術提案書の提出者に対して、様式第4号により技術提案書を特定した旨を通知するものとし、速やかに契約協議を行うものとします。

特定しなかった技術提案書の提出者に対して、様式第5号により技術提案書を特定しなかった旨及び特定しなかった理由を通知するものとします。

なお、非特定理由については、当該通知日の翌日から起算して7日以内に、書面により説明を求めることができます。この場合、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内に、書面により回答します。

## 13 技術提案書の取扱い

提出された技術提案書は次のとおり取り扱うものとします。

- ① 提出された技術提案書は、本市の了解なく、他に公表及び使用してはならないものとします。
- ② 提出された技術提案書は、特定・非特定に関わらず返却しません。

- ③ 提出された技術提案書は、特定を行う作業に必要な範囲において複製をすることができるものとします。
- ④ 提出された技術提案書は、特定を行う作業以外に提出者に無断で使用しないものとします。ただし、提案内容の概要については、議会説明等、本市の施策の遂行上必要と認める場合は、公表する場合があります。
- ⑤ 技術提案書の作成のために市から提供された資料等は、市の了解なく他に公表及び使用してはならないものとします。
- ⑥ 参加者は、本プロポーザルの遂行上知り得た機密事項を第三者に漏らしてはならないものとします。

#### 14 失格要件

- ① 応募資格を満たさない者又は契約候補者を選定するまでの間に資格要件を満たさなくなった者による提案。
- ② 応募書類に虚偽の記載をした場合。
- ③ 本実施要領等における諸条件に違反した場合。
- ④ 他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談したと認められる場合。
- ⑤ その他選定結果に影響を及ぼす恐れのある不正行為を行った場合。

#### 15 その他

- ① 市長は、業務の特記仕様書の作成に当たり、特定した技術提案書の内容を尊重するものとします。
- ② 技術提案書の提出者として指名した者については、技術提案書を特定するまでは公開しないものとします。
- ③ 契約協議が整わず、業務の進捗に大きな遅延が生じると判断した場合は、契約協議を打ち切り、次点の者と速やかに契約協議を行います。
- ④ 市長は、技術提案書を提出する者がいなかった場合又は前条に規定する契約協議が整わなかった場合、最適な方法により選定をやり直すものとします。



## 16 スケジュール

内 容	期 日 等
指名通知書（技術提案書要請書）発送	令和5年4月14日（金）
質問書提出期限	令和5年4月25日（火）
質問回答期限	令和5年5月9日（火）
意思表示期限	令和5年5月12日（金）
技術提案書等提出期限	令和5年5月31日（水）
選定委員会（技術提案書審査）	令和5年6月上旬
特定・非特定通知発送	令和5年6月上旬
契約前事前打ち合わせ	令和5年6月上旬
契約	6月上旬

## 17 問い合わせ先

012-8501

湯沢市佐竹町1番1号

湯沢市役所福祉保健部子ども未来課児童福祉班

TEL0183(78)0166（直通）

jido-gr@city.yuzawa.lg.jp

附 則

（施行期日）

- 1 この要領は、令和5年4月5日から施行する。